

諸 般 の 報 告

第8回中間市議会定例会

令和3年12月14日

(議決事件の条項、字句、数字等の整理)

1. 今期定例会に上程され、12月2日の本会議において議長に委任された「第62号議案 令和3年度中間市一般会計補正予算（第9号）」の条項、字句、数字、その他の整理について、同日付で行った。

(報告書の受領)

2. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和3年12月8日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 令和3年度一般会計及び特別会計等 | 令和3年10月分 |
| (2) 令和3年度中間市公共下水道事業会計 | 令和3年9月分 |

令和3年 第8回 12月（定例）中 間 市 議 会 会 議 録（第3日）

令和3年12月14日（火曜日）

議事日程（第3号）

令和3年12月14日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第54号議案 令和3年度中間市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 2 第55号議案 令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）
- 日程第 3 第56号議案 令和3年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
（日程第1～日程第3 委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 4 第57号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 第58号議案 中間市総合会館条例及び中間市生涯学習センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 第59号議案 中間市総合会館条例の一部を改正する条例
（日程第4～日程第6 委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 7 第60号議案 公の施設の指定管理者の指定について（太陽の広場）
- 日程第 8 第61号議案 公の施設の指定管理者の指定について（中間市チャレンジショップ）
（日程第7～日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 9 意見書案「土地利用規制法」の廃止を求める意見書
第12号
（日程第9 提案理由説明・質疑・討論・採決）
- 日程第10 意見書案消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書
第13号
（日程第10 提案理由説明・質疑・討論・採決）
- 日程第11 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番 小林 信一君

2 番 堀田 克也君

3 番 田口 善大君

4 番 蛙田 忠行君

5 番	柴田 芳信君	6 番	田口 澄雄君
7 番	山本 慎悟君	8 番	安田 明美君
9 番	掛田るみ子君	10 番	中尾 淳子君
11 番	阿部伊知雄君	12 番	大和 永治君
13 番	柴田 広辞君	14 番	下川 俊秀君
15 番	井上 太一君	16 番	中野 勝寛君

欠席議員（0名）

欠 員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	福田 浩君	副市長	白尾 啓介君
教育長	片平 慎一君	総務部長	末廣 勝彦君
保健福祉部長	藤田 宜久君	建設産業部長	篠田 耕一君
環境上下水道部長			村上 智裕君
教育部長	船津喜久男君	財政課長	蔵元 洋一君
企画課長	平川 佳子君	健康増進課長	岩河内弘子君
こども未来課長 ...	船元 幸徳君	介護保険課長	冷牟田 均君
産業振興課長	山本 竜男君	生涯学習課長	米満 孝智君

事務局出席職員職氏名

事務局長 佐伯 道雄君	書 記 志垣 憲一君
書 記 東 隆浩君	書 記 本田 裕貴君

午前10時00分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付しております。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第54号議案

日程第2. 第55号議案

日程第3. 第56号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第1、第54号議案から日程第3、第56号議案までの補正予算3件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第54号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、国の制度改正に対応するための事業費や、国・県への返還金等が計上されているほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業について、各事業の決算見込みに基づき不用額を減額し、新規事業を追加計上するもので、歳入歳出それぞれ3億8,802万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ201億2,213万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金において、中間保育園の増改築工事に対する補助金の交付基準額の増額に伴い、保育所等整備事業費補助金が233万4,000円、健康管理システム改修費220万9,000円に対する国からの2分の1の補助として、疾病予防対策事業費等国庫補助金が110万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加分468万3,000円が追加計上されております。

県支出金においては、緊急短期雇用創出事業の事業見込みにより、県からの補助分896万3,000円が減額されております。

寄附金においては、企業版ふるさと納税10万円の10件分、100万円が追加計上されております。

繰入金においては、財源調整として財政調整基金繰入金 3 億 9,028 万 9,000 円が減額されております。

次に、歳出の主なものは、総務費において、9 月議会において否決されました中間市公共施設整備等基金積立金 7 億円が減額され、新型コロナウイルス感染症対策として、中間市総合会館ハピネスなかまの 3 階に設置するサテライトオフィスにおいて使用するパソコンの購入費として 345 万 5,000 円が計上されております。

教育費においては、現在小学校及び中学校 10 校のうち 8 校で実施されております学校給食調理等業務委託について、残りの小学校 2 校において、令和 4 年度の 2 学期から自校式調理による給食調理業務を委託することに伴い、令和 4 年度以降の 3 年間に係る業務委託契約締結のため、限度額を 6,782 万 1,000 円とする債務負担行為が設定されております。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、医療ケアを必要とする児童が在籍する特別支援学級・教室に部屋を閉め切ったままでも常時換気ができる環境を整えるために、全熱交換器を設置する費用 111 万 7,000 円、緊急事態宣言の発令を受け、閉館要請に伴い臨時閉館した指定管理施設に対し交付する休業協力金 400 万円が計上されております。全熱交換器設置費用、指定管理者に対する休業協力金のいずれも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものとなっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第 54 号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 54 号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分、並びに第 55 号議案及び第 56 号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第 54 号議案令和 3 年度中間市一般会計補正予算（第 8 号）について申し上げます。

歳入の主なものとしたしましては、国庫支出金におきましては、保育所等整備事業費補助金 233 万 4,000 円、疾病予防対策事業費等国庫補助金 110 万 4,000 円が計上されております。

次に、歳出の主なものとしたしましては、民生費におきまして、新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者等に対する生活支援として、食料品や日用品を提供する経費に 162 万円、年金手帳が廃止され、代わりに基礎年金番号通知書が発行されるよう変更

なることから、国民年金システム改修費に１３万２，０００円が計上されています。また、さくら保育園への転園を希望される園児受入れによる入所者数の増加に伴い必要となる保育士５人分の経費に４０２万７，０００円が追加計上されています。

衛生費におきましては、国が推進する健診結果等の様式標準化に対応するためのシステム改修費に２２０万９，０００円が計上されています。

次に、第５５号議案令和３年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第２号）について申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動等に伴い、歳出予算に過不足が生じることから調製するものです。内容につきましては、総務管理費が４００万円減額され、徴税費が４００万円増額されており、予算総額としましては、補正前後での変更はありません。

次に、第５６号議案令和３年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について申し上げます。

今回の補正予算は、保険事業勘定において、人事異動による人件費の増額を補正するものです。内容といたしましては、歳出については、総務費において３３０万円、地域支援事業費において２００万円が増額されています。

次に、歳入については、歳出増額に伴い、介護保険料、国・県支出金及び繰入金が増額されています。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第５４号議案、第５５号議案、第５６号議案のいずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第５４号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

第５４号議案令和３年度中間市一般会計補正予算（第８号）について申し上げます。

まず、歳入につきましては、県支出金において、事業費の減額に伴い緊急短期雇用創出事業交付金が８９６万３，０００円の減額となっております。

次に、歳出につきましては、総務費では、公共交通応援事業として地域鉄道や路線バス、タクシー事業者への奨励金に１，４２４万円が追加計上されております。

衛生費では、本年５月中旬から８月３１日までを引換期間として実施されました令和３年度家庭用指定ごみ袋無料引換券配布事業における執行残額に伴い２４万２，０００円の減額となっております。なお、今回の事業でのごみ袋の交換率は９１．２％で、前回令

和2年度に実施した同事業の83.1%と比較して8.1ポイントの増加となっております。

労働費では、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職等を余儀なくされた方を支援するための緊急短期雇用創出事業につきまして、決算見込みに基づき1,434万4,000円の減額となっております。

消防費では、新型コロナウイルス感染症対策を図りながら救急活動を継続するために必要となる資機材の購入に400万円が計上されております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第54号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第54号議案から第56号議案までの補正予算3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第54号議案令和3年度中間市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第54号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。ただいま第54号議案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

次に、第55号議案令和3年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を

採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第55号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第56号議案令和3年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第56号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4. 第57号議案

日程第5. 第58号議案

日程第6. 第59号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第4、第57号議案から日程第6、第59号議案までの条例改正3件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長(堀田 克也君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第57号議案及び第58号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第57号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、令和3年3月31日をもって閉院した中間市立病院の清算業務を行うため、総務部に設置されていましたが市立病院清算事務室において清算事務のめどが立ったことから、本年12月末をもって関連業務の所掌を見直すものであります。

条例改正の内容といたしましては、市立病院清算事務室を廃止し、その後の病院事業の清算及び諸証明に関する事務を総務部から保健福祉部健康増進課に移管するものとなっております。

なお、条例の施行日については、令和4年1月1日となっております。

次に、第58号議案中間市総合会館条例及び中間市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、令和3年4月から中間市総合会館ハピネスなかまに機能移転してお

ります中央公民館について、令和４年４月からその機能を生涯学習センターに移転することによるものでございます。現在、生涯学習センターにおいては、指定管理者による管理運営がなされているところではありますが、指定管理者の指定期間が令和４年３月３１日で満了となるため、その後は指定管理を行わず直営で運営することとなります。また、中央公民館の移転により、生涯学習センターを社会教育施設の中心となる複合施設とするとのことでございます。

なお、条例の施行日については、令和４年４月１日となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第５７号議案、第５８号議案のいずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第５９号議案中間市総合会館条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、中間市子育て支援センターが昭和５３年に建築されてから４３年が経過し、雨漏り等の老朽化による不具合が発生しており、運営に支障を来していることから、中間市総合会館ハピネスなかまに移転することによるものです。

条例改正の内容としては、ハピネスなかまに子育て支援センターを設置し、同会館において、これまで同様、子育て家庭を支援する各種事業を実施するものです。ハピネスなかまには、子育て支援に関する事業を実施している社会福祉法人中間市社会福祉協議会が所在していることから、子育て支援センターと同協議会の連携により、効果的な子育て支援事業の実施が可能となります。

なお、条例の施行日は、令和４年４月１日となっております。

討論において、「条例自体に反対の意思はないが、総合会館という複合施設に様々な所管課の業務が入るため、全ての業務において誰が責任者なのか不明確である。組織である以上、しっかりした組織管理のあり方、公的施設の運営管理のあり方を条例や規則、規程の中で整理して、適正な運営ができる形を作り上げるよう、執行部に尽力願いたい。」との意見がありました。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、第57号議案から第59号議案までの条例改正3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第57号議案中間市事務分掌条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第57号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第58号議案中間市総合会館条例及び中間市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第58号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第59号議案中間市総合会館条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第59号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7. 第60号議案

日程第8. 第61号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第7、第60号議案及び日程第8、第61号議案の公の施設の指定管理者の指定2件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第60号議案公の施設の指定管理者の指定について（太陽の広場）について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

太陽の広場の管理運営につきましては、平成18年4月1日から現在まで、中間市老人クラブ連合会を指定管理者とした管理が行われていますが、今回は、令和4年3月31日をもって指定期間が満了となります。そのことから令和4年4月1日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

候補者の選定につきましては、同連合会が指定管理者として、当該施設開設時から現在まで継続して同施設の適正な管理運営を行っていること、集会所内に同連合会事務所を置き、高齢者の生きがい活動の拠点として、地域社会における老人福祉の増進に寄与してきたこと、高齢者の孤立化・孤独死問題にも積極的に取り組まれており、地域のコミュニティ形成の一翼を担っていることから、総合的に判断された結果、公募によらず引き続き同連合会が指定管理者の候補者として選定されています。

なお、指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となっております。

討論において、「中間市の老人会に対する委託料は、令和元年度は150万円、今は120万円と減少している。こうしたことで、老人会そのものの組織が縮小し、生きがいや健康対策などで中間市の政策が後退することは、今後の社会保障の増加につながるのではないかと考えている。本当に高齢者が生きがいを持って健康に暮らせるまちを目指す中で、活性化するまちを目指してほしいと思い、この条例案には意見を付して賛成する。」との意見がありました。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第61号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市チャレンジショップ）について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

中間市チャレンジショップの管理運営については、現在、指定管理者による管理が行われておりますが、令和4年3月31日をもって指定期間が満了となります。今回は、同施設について引き続き指定管理者による管理を行うべきと思料され、中間市公の施設におけ

る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和４年４月１日からの指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の候補者については、一般社団法人中間ゼネラルが選定されております。選定理由といたしまして、同法人は、安定した財政基盤と実績があり、事業計画についても当該施設の目的を十分理解し、民間のノウハウを活かした事業展開など、出店者の起業育成支援等が大いに期待できることなどが高い評価を得たことによるものです。また、同法人は、チャレンジショップ設立当時から指定管理者として指定を継続し受けており、実績及び成果を鑑みましても、当該事業において十分に貢献していると判断でき、施設の主な設置目的であります新規起業育成支援に長期的な対応を要することを考慮し、指定期間につきましては、令和４年４月１日から令和９年３月３１日までの５年間となっております。

委員会において、「現在の中間市チャレンジショップの指定管理について、実績、評価ともに申し分ないが、財政が大変厳しいといわれる中で、指定管理については財政が盤石になってからでもいいのではないかと。また、再任用制度を活用し、これから増えていく退職者の人たちにチャレンジショップを引き継いで直営で行うことも一つの考え方としてある。」との意見がありました。

討論において、「現在、中間市においては、あらゆる公共施設の廃止、市立病院の閉院、イオンの閉店など、市民のにぎわいが疲弊をしていく中で、中間市の産業発展のために、再任用制度や職員の力を借りながら、中間市全体の産業をどうしていくのかを考えるべきであることから、反対する。」、また、「中間市チャレンジショップの事業は、中間市の産業や人口定着に貢献しており、応募者も生活の基盤を確立させるため、経営の専門的な知識や戦略などを持った方に支援してもらうことが必要である。そして、起業意欲のある方々を中間市チャレンジショップのような制度で支援をし、そういう多彩な人材を育てていくことが中間市の特徴になり、人が育つ、仲間ができる中間市ということで、人を育てることに今からは力を入れていかなければならないことから、このような事業は人を育てる大事な施策だと思うので、賛成する。」との意見がありました。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第６１号議案は可否同数となりましたことから、中間市議会委員会条例第１６条第１項の規定により、委員長裁決において、否決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

第60号議案公の施設の指定管理者の指定について（太陽の広場）について意見を付して賛成といたします。

太陽の広場は、令和元年度までは委託料150万円で老人会に指定管理をしていました。指定管理は引き続きされてきましたが、委託料が150万円から120万円へと減額をされています。

市内老人会の現状を見ますと、平成22年度45団体2,130人の登録が、それから10年後の令和2年度では21団体759人です。団体数で46%、人数では35%です。市は盛んに少子高齢化を自然現象のように言い立て、このままでは財政的に大変になると言いますが、この間、老人会への支出で見ると限りでは、平成22年度の253万8,000円が107万1,000円へと、実に42%まで減っています。

高齢化社会へと向かっているのであれば、市財政の確保のみにきゅうきゅうとするのではなく、逆に老人会の育成により、お年寄りの心と体の健康対策に本腰を入れて取り組むべきだと思います。

高齢化という点では、長野県は今年10月時点で、男性は全国2位、女性は全国1位という高齢化県ですが、後期高齢者の老人医療費を見ましても、1人当たりで中間市より30万円も低くなっています。高齢化、即、金がかかるとの発想で、直近の支給を出し渋るのではなく、もっと積極的に市内のこうした団体の育成強化に力を入れて、前向きな打開策に打って出るべきだと思います。

委託料の引下げがそのまま続いていることに反対であって、この制度運営はさらに評価すべきという立場から、意見を付しての賛成といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかにありませんか。柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。第61号議案の公の施設の指定管理者の指定について（中間市チャレンジショップ）について、反対意見を申し述べます。

新規起業者の育成支援に関する報告書抜粋を読ませていただきました。M a k o n a i さんは8月に見事、岩瀬西町でネイルサロンを営業開始されました。一方、T O M O R R O Wさんはコロナウイルスの影響をもろに受け、再開されましたが、休業前の客数には届かず、12月末までの退店意思を表明されておられるということを産業消防委員会で発言をいたしました。年明けにクリエートタウンで開店される旨の報告を受けております。

私たちはチャレンジショップを立ち上げるときに、専門知識が必要ではないかというこ

とで、中間ゼネラルさんに指定管理をお願いいたしました。この間、大変ご苦勞をかけたというふうに思います。

しかしながら現在、中間市においては、あらゆる公共施設等の廃止、市立病院の閉院、イオン中間店の閉店で、市民のにぎわいは今疲弊しています。2003年に地方自治法の改正により、指定管理者制度が開始をされました。指定管理者が自治体に代わって公の施設の運営をするので、自治体は運営の意識を持ちにくくなる危険性があります。また、その施設で直接住民に顔を合わせるのは指定管理者であるため、住民の要望が自治体に伝わるのに時間がかかり、速やかに対応できない場合もあります。

他にも、経費削減の優先によるサービスの質の低下が生じたり、指定期間ごとに指定管理者が代わることによって、提供するサービスの継続性や連続性を保ちにくくなったりすることもあります。あわせて、指定期間の終了を迎え、新たな指定管理者を公募しても、現行の指定管理者しか手が挙がらず、運営に関する新たな提案が出にくいという問題も生じてまいります。

産業振興課の皆様にはご苦勞をかけますが、市民と一体となって総合的に中間市の産業発展のために力を注いでいただきたいと思います。専門的な知識が必要であれば、商工会議所の皆さん方の知恵も借りることはできるのではないのでしょうか。

再任用制度について、産業消防委員会で意見が出ました。現在、再任用制度がある以上、再任用職員の方々の力を発揮していただくことも必要ではないのでしょうか。

以上をもって、第61号議案公の施設の指定管理者の指定については、反対いたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。阿部伊知雄君。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

公明党の阿部伊知雄です。第61号議案公の施設の指定管理者の指定について（中間市チャレンジショップ）に対し、私は次の四つの観点から、賛成意見を述べさせていただきます。

一つは実績です。中間市チャレンジショップの事業とは、中間市で事業を起こす志を持つ方に対し、経営のノウハウ、店舗紹介、出店後のアフターケア等、経営から出店その後に至るまでをサポートし、地域のにぎわいを作り出す事業です。チャレンジショップの支援を受けて開業した小売店や飲食店が現在、中間市内に5店舗あり、来年1月には6店舗になる予定です。口コミで広がりテレビや新聞などマスコミに取り上げられる店舗もあります。また四つのお店が本格的な開業に向け現在夢まるしえで支援を受けています。

このように見てくると、チャレンジショップの成果は、中間市の財政に、また人口の定着に少なからず貢献しているのではないのでしょうか。

二つ目は専門的な支援体制です。チャレンジショップに応募する方は若い方もいれば、

ミドル世代となり家族を抱えている方もいらっしゃいます。いずれも生活の基盤を確立したいという強い思いを持って申し込まれたと思います。その方々に２年間という期間で経営の専門的な知識や方法を伝えるためには、やはり店舗経営や商品企画、販売など経営に造詣の深い方の支援が必要ではないでしょうか。また、チャレンジショップで支援を受けている方がコロナ感染拡大の影響で、途中でリタイアしそうになったとき、中間ゼネラルの方がその方を励まし共に開業に向けて知恵を絞ったというお話も伺いました。経営の専門的な支援体制が充実していることを感じさせるエピソードです。

三つ目は経費です。令和４年度チャレンジショップ事業に、中間市は中間ゼネラルへの委託料として６００万円を計上しています。これを中間市の直営にすると、どのくらい経費がかかるのか、中間市の再任用制度を活用したケースで試算をしていただきました。市の試算によると、人件費やもろもろの費用を考慮して８７５万円程度になるということです。明らかに中間ゼネラルに委託したほうが中間市の財政に負担はかかりません。

四つ目は中間市におけるチャレンジショップという施策の意義です。私は、チャレンジショップの施策自体がこれからの中間市にとって大変重要な施策の一つだと考えます。今回の１２月定例議会の一般質問で、中間市の特徴、中間市にはこれがあるというものがなかなか見つからないという意見がありました。私は思います。中間市に確実に存在するもの、それは、子どもであり、若者であり、年配の方であり、高齢の方です。すなわち人です。人は宝です。人を育てる。中間市はここに力を入れていくことが今最も必要ではないかと思います。

先日、教育委員会を傍聴させていただきました。教育長から、中間市の教育は心を育てる道徳教育に力を入れているということを伺いました。心の成長の土台があつてこそ学力の伸長もあるというお話しでした。私も全くそのとおりだと思います。行政サービスで、乳幼児を育てる家庭をしっかりとサポートする。義務教育を充実させ、児童生徒をしっかりと育成する。地域のスポーツクラブや発達支援教育サポート施設などを通し、地域全体で子どもを育成する。そして、中間市チャレンジショップのような支援制度で起業意欲のある方々を支える。

このようにして育った人たちが生き生きと地域で活躍する。中間市出身者や在住者の中にも多彩な人材がいます。有名な映画俳優、プロやアマチュアスポーツの監督や選手、芥川賞作家、現在活躍している若い女優さんなどです。これからも多彩な人材を育てることこそ、今後の中間市の発展にとって重要なことではないでしょうか。福田市長も中間市の特色について、そこに生きる人々の内面に光を当てる発言をされていました。中間市のキャッチフレーズを私なりに考えました。人が育つ、仲間ができるまち中間市。人を育てる重要な施策の一つが中間市チャレンジショップだと思います。

以上、中間ゼネラルの今までの実績、専門的な支援体制、経費、中間市におけるチャレンジショップの意義、四つの観点から、私は第６１号議案公の施設の指定管理者について

(中間市チャレンジショップ)に賛成いたします。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長(中野 勝寛君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

これで討論を終結いたします。

これより、第60号議案及び第61号議案の公の施設の指定管理者の指定2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第60号議案公の施設の指定管理者の指定について(太陽の広場)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第60号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第61号議案公の施設の指定管理者の指定について(中間市チャレンジショップ)を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(中野 勝寛君)

起立少数であります。よって、第61号議案は否決されました。

日程第9. 意見書案第12号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第9、意見書案第12号「土地利用規制法」の廃止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員(6番 田口 澄雄君)

日本共産党の田口澄雄です。意見書案第12号「土地利用規制法」の廃止を求める意見書案の提案理由を申し述べます。

今年6月16日の第204回通常国会の最終日、衆参合わせてわずか26時間という短い審議の結果、土地利用規制法は可決をさせられました。この法律の特徴は、緊急時でない平時に国民全般に対して適用されるという非常に危険な法律であるにもかかわらず、対象区域の注視区域や特別注視区域がどこであるかの説明もなく、罰則の対象である機能阻

害行為が何であるかも法制定後の閣議決定で例示するまで、国民には何も示されない点です。事実上この法律自体が白紙委任の形で成立をさせられ、細かな内容については、閣議決定や今後の政令制定で決められます。

当初の説明では、北海道の千歳市や長崎県の対馬市の自衛隊周辺の土地を外国資本が購入したことで、地域住民に不安が広がっているとのことでしたが、この2市から不服の意見が上がっているわけでもなく、防衛省の2013年度から2020年度にわたる調査でも、全国650か所の日米の基地周辺地での6万筆8万人の所有者を調査しても、外国人の所有する土地はわずか7筆ということで、政府の言い分はあまりにも強引です。

この法律の怖いところは、国が一方的に決めた範囲1キロメートル以内の適用対象となれば、それに関連する個人情報全て内閣総理大臣に届出する義務が生じる点です。住所、氏名、国籍、利用目的などの届出義務が生じます。また、この1キロメートル以内というのも、5年後には3キロメートルに拡大の検討が決まっています。特に不動産等は、調査の対象となっただけで価格の大幅下落が予想されます。しかし、その保障については何もありません。

また、地方自治体の所有する情報も個々の自治体の個人情報保護条例を無視して提出が強要されることになります。地方自治より国家権力優先の政治が先行します。まさに戦前の要塞地帯法、治安維持法、軍機保護法の再来です。戦前の要塞地帯法では、撮影や模写——スケッチです——などに限られていましたが、今回の機能阻害行為については、それに何が当たるかの説明もありません。

こうした暗黒政治の再来とアメリカの起こす戦争に自動的に巻き込まれるような政策遂行は、この国にとってかえって危険であります。土地利用規制法は来年6月に一部を施行し、9月1日には全面的に施行する方針です。

それ以前の廃止を求め、議員諸氏のご賛同をお願いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第12号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第12号「土地利用規制法」の廃止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 意見書案第13号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第10、意見書案第13号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第13号の趣旨説明を行います。

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書案。

消費税法におけるインボイス制度は、インボイス——適格請求書等と呼ばれる伝票——請求書や領収書をもとに消費税の納税額を計算する仕組みで、税務署から登録番号を記載したインボイスを取引が発生するごとに交付する制度であります。

平成28年度税制改正法案において可決し、消費税の引上げ延長の影響により、令和5年10月から実施をするため、今年の10月から登録申請の受付が始まっております。

新型コロナウイルス感染症の感染は世界で広がり続けており、我が国においても、経済活動の人為的な抑制が余儀なくされ、急激かつ大幅に景気が後退しており、いまだに回復の兆しが見えない深刻な状況が続いております。

軽減税率導入によって消費税制度が複雑化した上に、さらにインボイス制度が導入をされれば、軽減税率対象品目を扱う事業者のみならず、全ての事業者に事務負担の増加を強いるとともに、500万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。また財務省の試算によると、約161万者がインボイス導入を機に課税業者になり、1者当たりの負担額は15.4万円。試算の上で想定したのは、売上高55万円、粗利益150万円という小規模事業者であります。

昨年10月、日本商工会議所が公表をしました中小企業における新型コロナウイルス感染拡大・消費税率引上げの影響調査結果によると、課税事業者の約2割が免税事業者との取引は一切または一部行わないと免税事業者との取引を見直す意向を示しております。

また、新型コロナウイルスの影響もあり、約7割の事業者がインボイス制度導入に向けて特段の準備を行っておりません。

中小・小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、このままではインボイス制度導入を契機とした中小・小規模事業者の廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者にとどまる中小・小規模事業者の育成意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけてまいります。

また、日本税理士連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全建総連、小中企業家同友会全国協議会、全国青年税理士連盟、全国青色申告会総連合、税経新人会全国協議会、全国商工団体連合会なども、コロナ禍の対応に追われる各事業者にとって、大きな負担になることを強く懸念をしています。

よって、インボイス制度の実施中止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員諸氏の賛同をお願いし、趣旨の説明を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第13号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第13号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第11. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第11、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、堀田克也君及び中尾淳子さんを指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和3年第8回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前10時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 堀 田 克 也

議 員 中 尾 淳 子

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員